

防府市産科医等確保支援事業補助金交付要綱

平成22年3月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の産科医療機関の安定した経営を促進することにより、産科医・産婦人科医及び助産師（以下「産科医等」という。）の確保を図るため、当該産科医療機関が行う産科医等の確保に関する事業に要する経費に対し、山口県医師就業環境整備総合対策事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づき、本市の予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者は、防府市民の分娩を取り扱う市内に所在する医療機関の開設者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、国立、県立及び市町立病院・診療所を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次に掲げる要件をいずれも満たす補助事業者が、これに勤務し、分娩を取り扱う産科医等の処遇改善を目的とする分娩取扱件数に応じた手当（以下分娩手当等）という。）を支給する事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 就業規則、雇用契約その他これに類するものにおいて、分娩を取り扱う産科医等に対する分娩手当等の支給について明記していること。ただし、個人が開設する分娩施設にあっては、当該分娩施設で雇用される産科医等に対する手当の支給について雇用契約等に明記している等、市長が適切と認めた場合は、当該施設の開設者本人についても対象とする。
- (2) 分娩1回当たり、当該年度の一般的な入院から退院までの正常分娩の分娩費用（分娩管理及び介助料、入院費用、胎盤処理料、処置料、注射料、検査料等とし、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については除く。）として妊産婦から徴収する額が550,000円未満の施設であること。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は次に掲げる方法により算出した額のうち、いずれか少ない方

の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 分娩手当等の年間実支出額（当該補助事業者に係る分娩1回当たり10,000円に当該年度の分娩取扱件数を乗じて得た額を上限とする。）

(2) 当該年度の補助事業者の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、産科医等確保支援事業費補助金交付申請書（様式1）に補助事業者の就業規則等必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長へ提出するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた後に、申請内容を変更する必要があるときは、補助事業者は産科医等確保支援事業補助金変更交付申請書を提出しなければならない。

(交付条件)

第6条 交付条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合には、速やかに市長に承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業について、他の補助金等の交付を重複して受けてはならない。

(変更の承認)

第7条 補助事業者は、前条第1号から第3号までの規定に基づく市長の承認を受けようとする場合、事業変更（中止・廃止）承認申請書に補助事業の変更の内容及び理由又は補助事業の中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助申請の取下げができる期間)

第8条 補助申請の取下げができる期間は、市長が第5条第1項又は第2項の

規定による申請を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間が経過するまで保管しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者に証拠書類等を引き継がなければならない。この場合において、当該権利義務を継承する者がいない場合は、これを市長に提出するものとする。

(届出事項)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に文書により届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。